

妊婦支援給付金は、 流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊婦認定時に5万円 妊娠していたこどもの人数×5万円

〇対象者

妊娠されていた人(日本国内に住所を有する者)

※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって 妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

〇申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、 その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

〇申請先

住民票のある市区町村にご申請ください。

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施しています。給付金申請時などにお話を伺うことができます。

お住いの市区町村の相談窓口では、 給付のご案内はもちろん悩みや不安などもお話しいただけます。 深い悲しみや辛く悲しい気持ち、 誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

※申請や面談等の詳細については、住民票のある市区町村の担当窓口へ直接お問い合わせください。 ※本リーフレットをご持参ください。(ご持参いただかなくても申請・面談は可能です。)

<問合せ先>

下関市保健部健康推進課母子保健係

TEL: (083) 231-1447



こども家庭庁